令和７年度　第１回高岡市地域共生社会推進協議会　次第

日時：令和７年５月 30 日（金）
午前 10 時 00 分から
場所：高岡市文化芸能館２階
第１、第２研修室

１　開会

２　協議事項

（１）　令和６年度高岡市地域共生社会推進協議会専門部会・定例会議活動報告及び令和７年度活動計画（案）について　資料１－１ ～ 資料１－５

（２）　障がい者移動支援事業について　資料２－１ ～ 資料２－２

（３）　（仮称）放課後等デイサービス・児童発達支援事業所連絡協議会の設置について　資料３－１ ～ 資料３－２

（４）　その他

３　閉　会

令和７年度　高岡市地域共生社会推進協議会名簿（敬称略・順不同）

役職	氏名	所属機関	区分
会長	鷹西　恒	学校法人浦山学園　富山福祉短期大学	学識経験者
副会長	林　美晴	厚生労働省富山労働局 高岡公共職業安定所	教育・雇用関係機関に所属する者
委員	上見　弘昭	社会福祉法人高岡市社会福祉協議会	障害福祉に関する相談支援事業者 障害福祉サービス事業者
委員	空　哲男	高岡商工会議所　中小企業相談所	企業関係者
委員	浅野　高子	社会福祉法人手をつなぐ高岡	障害福祉サービス事業者
委員	岡本　久子	社会福祉法人くるみ Ｈｕｂ　ｃｅｎｔｅｒ　りすの森	障害福祉に関する相談支援事業者 障害福祉サービス事業者
委員	川口　幸宏	社会福祉法人手をつなぐ高岡	障害福祉に関する相談支援事業者 障害福祉サービス事業者
委員	北川　依都実	社会福祉法人たかおか万葉福祉会 障がい者相談支援センターかたかご	障害福祉に関する相談支援事業者 障害福祉サービス事業者
委員	清水　達史	富山県立高岡支援学校	教育・雇用関係機関に所属する者
委員	島田　通子	高岡地域精神障害者家族会　あしつき会	障害者団体
委員	長濱　敏	社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会 志貴野苑	障害福祉サービス事業者
委員	中山　由香里	社会福祉法人あしつき あしつきふれあいの郷　生活支援センター	障害福祉に関する相談支援事業者 障害福祉サービス事業者
委員	堀　まり子	高岡市身体障害者協会	障害者団体
委員	本田　邦博	社会福祉法人たかおか万葉福祉会 かたかご苑	障害福祉サービス事業者
委員	松田　茂	高岡市手をつなぐ育成会	障害者団体
委員	松原　亨	高岡市民生委員児童委員協議会	障害福祉に関する相談支援事業者
委員	水上　亜希子	高岡市きずな子ども発達支援センター	障害福祉サービス事業者 保健・医療関係者
委員	山本　津与志	社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会 志貴野相談支援センター	障害福祉に関する相談支援事業者 障害福祉サービス事業者
委員	若杉　央	富山県高岡厚生センター	保健・医療関係者

事務局	戸田　龍太郎	高岡市福祉保健部	部長
	関原　総臣	高岡市福祉保健部社会福祉課	課長
	要藤　博文	高岡市福祉保健部社会福祉課	副課長・障害福祉係長
	沼田　健太朗	高岡市福祉保健部社会福祉課	障害福祉係主任
	水上　佳歩	高岡市福祉保健部社会福祉課	民生・総務係主事
	竹田　莉乃	高岡市福祉保健部社会福祉課	障害福祉係主事

令和7年度 第1回 高岡市地域共生社会推進協議会席次表

日時：令和7年5月30日(金) 10時00分～

場所：高岡市文化芸能館2階　第1、第2研修室

高岡公共職業安定所
次長 林 美晴 委員

富山福祉短期大学
教授 鷹西 恒 委員

副会長

会長

社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会
志貴野苑 施設長 長濱 敏 委員

高岡商工会議所 中小企業相談所
所長 空 哲男 委員

あしつきふれあいの郷 生活支援センター
主任相談支援専門員 中山 由香里 委員

社会福祉法人手をつなぐ高岡
所長 浅野 高子 委員

社会福祉法人たかおか万葉福祉会
かたかご苑 施設長 本田 邦博 委員

社会福祉法人くるみ
Hub center りすの森
理事長 岡本 久子 委員

高岡市手をつなぐ育成会
会長 松田 茂 委員

障がい者相談支援センターかたかご
相談支援専門員 北川 依都実 委員

高岡市民生委員児童委員協議会
会長 松原 亨 委員

社会福祉法人たかおか新生会 新生苑
苑長 境 博紀 委員

志貴野相談支援センター
主任相談支援専門員 山本 津与志 委員

富山県立高岡支援学校
教頭 清水 達史 委員

富山県高岡厚生センター
次長・保健予防課長 若杉 央 委員

高岡地域精神障害者家族会 あしつき会
会長 島田 通子 委員

事務局

高岡市社会福祉課 副課長 要藤 博文

高岡市社会福祉関原総合福祉課 課長 臣

高岡市福祉保健部 部長 戸田 龍太郎

高岡市社会福祉課 主事 水上 佳歩

事務局

高岡市社会福祉課 主事 竹田 莉乃

高岡市社会福祉課 主任 沼田 健太朗

資料№.１－１

令和６年度　高岡市地域共生社会推進協議会就労支援部会　活動報告

１　目的

障がいのある人の雇用分野における差別の解消と、障がいのある人が地域で暮らせる社会の実現に向けて、労働・福祉・教育などの関係機関が連携し、就職に向けた準備から定着支援まで一貫した支援の強化を図る。

２　主な機能

（１）ハローワークを中心としたチーム支援の強化に努める
（２）障がいのある人の雇用に対しての企業と福祉の連携を強化する
（３）障がいのある人の就労支援の現状と課題の把握
（４）障がいのある人の雇用全体についての地域支援の充実を図るための方策の検討
（５）困難事例、好事例の検討

３　活動方針

（１）高岡高等支援学校見学会の実施（令和６年度は実施せず）
（２）障がいのある人の就労に関する好事例等の集約
（３）就労継続支援事業所の実態把握及び課題整理
（４）農福連携事業に向けた実態把握及び課題整理

４　会議の開催及び協議事項

	日時	場所	協議事項
第１回	令和６年 ５月 29 日（水） 10:00～11:30	高岡市文化芸能館 第１研修室	・令和５年度活動報告について ・令和６年度活動計画（案）について ・労働市場の動向について ・意見交換
第２回	令和６年 11 月 25 日(月) 14:00～16:00	高岡市ふれあい 福祉センター	・高岡市農福連携セミナー 農福連携の認知度を向上させることにより、農業者と福祉事業所が相互の取組みやニーズを知る機会を作る。 (内容) 農業者、福祉事業所による取組事例の紹介 農業者と福祉事業所による交流会
第３回	令和７年 １月 30 日（木） 10:00～11:00	高岡市役所８階 803 会議室	・障がい者の雇用状況について ・令和６年度活動報告について ・令和７年度活動計画（案）について ・意見交換

５　令和６年度の取組み

（１）第１回就労支援部会の開催

・部会員の顔合わせ、労働市場の動向確認、令和５年度の活動報告及び令和６年度の活動計画の共有を実施した。

・アンケートを基に、以下のテーマで意見交換を実施した。

報酬改定によるＡ型・Ｂ型事業所の運営への影響について

就労選択支援の創設及びアセスメントシートの活用について

高岡市におけるＡ型事業所の閉所及び縮小の有無について

（２）農福連携セミナーの開催

・市内農業者や福祉事業所、関係機関（高岡支援学校や高岡地域若者サポートステーション、高岡市シルバー人材センターなど）が参加した。

・講演や実例紹介、マッチング交流会を実施した。

・アンケート結果に基づき、３つの農業経営体と４つの福祉事業所がマッチングが成立した。また、実際に体験を行った事業所もあった。

・参加者からは「実例発表でイメージが湧いた」「交流会が有意義だった」等の肯定的な感想が多数あった。

・開催時期を農業者の繁忙期を避けた 11 月とし、令和７年度も同時期に開催を予定している。

（３）高岡高等支援学校「企業向け見学会」への対応

・新型コロナウイルス感染拡大により一時中止していた障がい者雇用体験談発表について、令和４年度に再開した。

・令和５年度及び６年度は部会での見学会の実施は見送ったが、令和７年度の再開について検討を予定している。

６　課題

（１）就労継続支援Ａ型事業所の運営課題

・報酬改定により、Ａ型事業所の廃止や縮小の傾向が見られる。

・高岡市における事業所の動向の把握や事業継続への支援の検討が求められる。

（２）農福連携における実施面の課題

・農業者側には、任せられる作業の確保が必要となる。

・福祉事業所側では、安心して作業できる労働環境の確保や引率者等の人手不足、サービス利用者の特性、トイレ確保の問題などが課題となっている。

（３）部会での意見交換の進め方

・現状の意見交換の場では議論が深まりにくいとの指摘があり、事前にテーマを設けて議論する形式の導入が求められている。

（４）障がい者雇用促進への一般企業への働きかけ

・一般企業に対する啓発や研修等が必要である。

・ハローワーク高岡で実施されている「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」のような研修を部会でも検討する必要がある。

令和７年度　高岡市地域共生社会推進協議会就労支援部会　活動計画（案）

１　目的

障がいのある人の雇用分野における差別の解消と、障がいのある人が地域で暮らせる社会の実現に向けて、労働・福祉・教育などの関係機関が連携し、就職に向けた準備から定着支援まで一貫した支援の強化を図る。

２　主な機能

（１）ハローワークを中心としたチーム支援の強化に努める
（２）障がいのある人の雇用に対しての企業と福祉の連携を強化する
（３）障がいのある人の就労支援の現状と課題の把握
（４）障がいのある人の雇用全体についての地域支援の充実を図るための方策の検討
（５）困難事例、好事例の検討

３　活動方針

（１）高岡高等支援学校見学会の実施の検討
（２）障がいのある人の就労に関する好事例等の集約
（３）就労継続支援事業所の実態把握及び課題整理
（４）農福連携事業に向けた実態把握及び課題整理

４　会議の開催及び協議事項

	日時	場所	協議事項
第１回	令和７年 ６月 11 日（木） 10:00～	高岡市役所８階 802 会議室	・令和６年度活動報告について ・令和７年度活動計画（案）について ・労働市場の動向について ・意見交換
第２回	令和７年 11 月（予定）	高岡市ふれあい 福祉センター	・高岡市農福連携セミナー 農福連携の認知度を向上させることにより、農業者と福祉事業所が相互の取組みやニーズを知る機会を作る。 （内容） 農業者、福祉事業所による取組事例の紹介 農業者と福祉事業所による交流会
第３回	令和８年 １月 30 日（金） 10:00～	高岡市役所８階 801 会議室	・障がい者の雇用状況について ・令和７年度活動報告について ・令和８年度活動計画（案）について ・意見交換

５　令和７年度の取組み

障がい者雇用企業見学会の実施の検討

・雇用の拡大につなげることを目的として、企業での就業体験の受入れや雇用の現状について、実際に障がいのある方を雇用している企業の見学を実施してはどうかとの意見が部会内であったことから、９月下旬から 10 月までの期間で実施を検討する。

資料№.１－２

令和６年度　高岡市地域共生社会推進協議会地域生活支援部会　活動報告

１　目的

障がいある人及びその家族が将来も安心して生活できるよう、現状及び将来も見据えた地域生活における課題の抽出と協議を行うとともに、多分野の相談支援機関や地域住民との連携により、地域における重層的な支援体制の構築を目指す。

２　主な機能

（１）障がいのある人の地域生活における現状と将来も見据えた課題の把握及び課題解決に向けた協議

① 地域生活支援拠点の整備に向けた検討

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

（２）地域団体、関係機関、医療機関、事業所間の支援ネットワークの構築

（３）高齢支援分野など多分野との重層的ネットワーク体制の構築

（４）その他

３　活動方針

（１）住民主体の地域づくりのために解決しなければならない地域課題の共有

（２）分野を超えた重層的ネットワーク体制により支援できるよう協議・検討

４　会議の開催及び協議事項

	日時	場所	協議事項
第１回	令和６年 ８月 23 日（金） 10:00～11:30	高岡市役所８階 803 会議室	・令和５年度活動報告について ・令和６年度活動計画（案）について ・高岡市地域生活支援拠点の整備及び課題について ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて
第２回	令和７年 １月 17 日（金） 10:00～11:30	高岡市役所８階 803 会議室	・地域生活支援拠点について ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて

５　令和６年度の取組み

（１）高岡多職種ネットについて

・高岡多職種ネットによる多職種の連携、重層的ネットワーク構築のための活用について

・重層的支援体制整備事業について情報提供を行い、役割について共通認識を図った。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて

・ケアネット活動、自立生活援助サービスなどの情報提供を行った。

・厚生センター主催の高岡医療圏精神保健福祉連絡会にて挙げられた課題や取組みについて情報共有・意見交換を行い、地域の実情について確認した。

（３）地域生活支援拠点について

・高岡市における地域生活支援拠点の現状、整備について確認し、課題等を確認した。

・登録事業所、地域生活支援拠点の紹介、登録事業所を高岡市公式ホームページにて公開した。

・令和５年度に引き続き、地域生活支援拠点の５つの機能のうち、主に「相談」「緊急時の受け入れ・対応」の整備を中心に検討を進めた。

・先進事例として栃木市よりオンラインにて拠点事業等について紹介いただいた。

６　課題

（１）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて

・地域全体で障がいのある方の特性を理解する難しさから、ケアネット活動においても、精神障がいのある方の利用が非常に少ない。

・多分野での精神障がいの理解促進が必要である。

・人材不足により、精神障がいのある方に対応した事業所や受入れ先が少ない。

（２）地域生活支援拠点等について

・相談支援専門員の負担が大きい状況の中で、事業所との調整に対応できる体制整備が必要となる。

・緊急時の受入れのため、平常時から短期入所の希望者が増えている中で、施設側の受入れと本人・家族の特性、意向の調整の仕方の検討が必要である。

・サービス未利用の方が緊急時となった場合の情報把握、多分野での連携調整が課題である。

・具体的な事例などを通して体制整備について検討していく必要がある。

・地域生活支援拠点の周知が十分でない。

・市の事業である緊急ショートと制度が重なる部分があり、拠点とのすみ分けや対応について見直しを行っていく必要がある。

令和７年度　高岡市地域共生社会推進協議会地域生活支援部会　活動計画（案）

１　目的

障がいある人及びその家族が将来も安心して生活できるよう、現状及び将来も見据えた地域生活における課題の抽出と協議を行うとともに、多分野の相談支援機関や地域住民との連携により、地域における重層的な支援体制の構築を目指す。

２　主な機能

（１）障がいのある人の地域生活における現状と将来も見据えた課題の把握及び課題解決に向けた協議

① 地域生活支援拠点の整備に向けた検討

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

（２）地域団体、関係機関、医療機関、事業所間の支援ネットワークの構築

（３）高齢支援分野など多分野との重層的ネットワーク体制の構築

（４）その他

３　活動方針

（１）住民主体の地域づくりのために解決しなければならない地域課題の共有

（２）分野を超えた重層的ネットワーク体制により支援できるよう協議・検討

４　会議の開催及び協議事項

	日時	場所	協議事項
第１回	令和７年 ８月 28 日（木） 10:00～	高岡市役所８階 801 会議室	・令和６年度活動報告について ・令和７年度活動計画（案）について ・地域生活支援拠点について ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて
第２回	令和８年 １月 16 日（金） 10:00～	高岡市役所８階 801 会議室	・地域生活支援拠点について ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて

資料№.１－３

令和６年度　高岡市地域共生社会推進協議会発達支援ネットワーク会議　活動報告

１　目的

全ての子どもの健全な発達や充実した家庭・園・学校生活を支援するため、家庭を支える各機関の専門性を高め、身近な地域でライフステージを見通した適切な支援を切れ目なく行うことを目指し、関係機関の連携を強化する。

２　主な機能

（１）ライフステージに応じた相談窓口の周知及び一貫した相談支援体制の構築
（２）出産前の親指導から乳幼児期、学齢期に至るまで切れ目のない支援の実施
（３）個別の教育支援計画、障害児支援利用計画、個別支援計画等の支援内容が共有できる体制の整備
（４）重度の心身障がい児や医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられる体制の構築
（５）その他

３　活動方針

（１）関係機関の役割を把握し、多職種間での情報共有を目的とした「高岡多職種ネット」の活用による連携強化の検討
（２）発達障がいについての正しい理解及びその予防に関する普及啓発の検討
（３）支援を必要とする子どもに関係する全ての人と情報を共有できる仕組みの整備

４　会議の開催及び協議事項

	日時	場所	協議事項
第１回	令和６年 ６月 21 日（金） 15：00～16：30	高岡市きずな子ども発達支援センター研修棟	・令和６年度活動計画（案）について ・こども家庭センターについて ・重層的支援体制整備事業について ・高岡多職種ネットについて
第２回	令和６年 10 月 11 日（金） 15：00～16：30	りすの森 malu	・不登校児に対する支援について ・りすの森 malu 施設見学
第３回	令和７年 ２月 21 日（金） 15：00～16：30	高岡市きずな子ども発達支援センター研修棟	・令和６年度のまとめについて ・令和７年度の活動計画（案）について ・医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修報告について ・５歳児健康診査について

５　令和６年度の取組み

（１）関係機関の連携について

・教育や福祉の現場においては、障がい児本人のみならず家庭全体への支援が必要な困難事例が増加していることから、相談窓口の確認を実施した。

・令和６年４月に新設された「こども家庭センター」や「重層的支援体制整備事業」について情報提供を行い、それぞれの役割について共通認識を図った。

（２）障がいのある不登校児童・生徒への支援について

・卒業後に関係機関とのつながりが断たれ、ひきこもり状態となることがあるため、早期から福祉サービス等につなぐことで継続的な支援が可能な環境づくりの必要性を共有した。

・不登校児童生徒へのアプローチとして、医療につなぐ前段階としてスクールソーシャルワーカー（SSW）への相談や、「Hub Center りすの森」の一般相談の活用を勧めるなど、連携体制の検討を行った。

６　課題

（１）教育・福祉の連携について

・教育現場では教職員の多忙により、話し合いの時間を確保しづらく、十分な連携がとれていない現状がある。

・学校と福祉が相互に活動内容や課題を共有し、役割を明確化することで、より効果的な支援を行う必要がある。今後は、情報共有の具体的な方法を整理することで、連携体制の強化を図る必要がある。

（２）医師診察に関する課題

・福祉サービス利用時に必要な医師意見書・診断書について、発達障がいを専門とする医師が限られているため、高岡市きずな子ども発達支援センターに予約が集中し、サービス利用までに６か月程度を要する場合がある。

・障がい児がスムーズにサービスを利用できるよう、医師会等と連携し、早期利用の重要性や診断書・意見書の記載内容の周知が必要である。

（３）会議での議題について

・情報提供があっても、活用方法が分かりにくいという意見があった。

・事例紹介を取り入れることで、より効果的な活用方法について検討していく必要がある。

令和７年度　高岡市地域共生社会推進協議会発達支援ネットワーク会議　活動計画（案）

１　目的

全ての子どもの健全な発達や充実した家庭・園・学校生活を支援するため、家庭を支える各機関の専門性を高め、身近な地域でライフステージを見通した適切な支援を切れ目なく行うことを目指し、関係機関の連携を強化する。

２　主な機能

（１）ライフステージに応じた相談窓口の周知及び一貫した相談支援体制の構築
（２）出産前の親指導から乳幼児期、学齢期に至るまで切れ目のない支援の実施
（３）個別の教育支援計画、障害児支援利用計画、個別支援計画等の支援内容が共有できる体制の整備
（４）重度の心身障がい児や医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられる体制の構築
（５）その他

３　活動方針

（１）関係機関の役割を把握し、多職種間での情報共有を目的とした「高岡多職種ネット」の活用による連携強化の検討
（２）発達障がいについての正しい理解及びその予防に関する普及啓発の検討
（３）支援を必要とする子どもに関係する全ての人と情報を共有できる仕組みの整備

４　会議の開催及び協議事項

	日時	場所	協議事項
第１回	令和７年 ６月 20 日（金） 15:00～	高岡市きずな子ども 発達支援センター 研修棟	・令和６年度活動報告について ・令和７年度活動計画（案）について ・不登校児支援について
第２回	令和７年 10 月（予定）	未　定	・医療的ケア児支援について
第３回	令和８年 １月 26 日（月） 15:00～	高岡市役所８階 802 会議室	・令和７年度のまとめについて ・令和８年度の活動計画（案）について

資料№.１－４

令和６年度　高岡市地域共生社会推進協議会権利擁護部会　活動報告

１　目的

「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人が安心して地域で生活できるよう、障がいを理由とする差別や様々な障壁の解消を図るとともに、人権が尊重される地域社会の実現に向けて、普及啓発や基盤整備の促進を図る。

２　主な機能

（１）障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を深めるための普及啓発
（２）権利擁護部会への当事者の参加と意思決定支援の推進
（３）障がいのある人の生活上の様々な障壁の把握と課題解決
（４）障がい者虐待防止・差別解消推進会議との連携
（５）その他

３　活動方針

（１）障がいのある人への差別の解消に向けた権利擁護の推進
（２）合理的配慮の好事例の集約と周知
（３）災害時における障がいのある人への配慮についての検討
（４）障がいのある人の権利を擁護するための具体的な方法についての検討

４　会議の開催及び協議事項

	日時	場所	協議事項
第１回	令和６年 ８月 19 日(月) 10:00～11:30	高岡市役所８階 802 会議室	・令和５年度活動報告について ・令和６年度活動計画（案）について ・社会福祉課　民生・総務係による講義 「災害時要支援者の個別避難計画について」 ・意見交換 「能登半島地震での体験談と課題」 「その課題を踏まえ、個別避難計画を活用した今後の対応策について」
第２回	令和６年 11 月 14 日(木) 10:30～12:00	高岡市役所８階 802 会議室	・富山国際大学子ども育成学部教授　村上満 氏による講義 「重層的支援体制整備事業における包括的相談対応に必要なスキルについて」 ・意見交換 ・高岡市危機管理課による案内 「耳で聴くハザードマップについて」

５　令和６年度の取組み

（１）災害時要支援者の個別避難計画に関する講義

・社会福祉課 民生・総務係より、個別避難計画に関する講義を実施した。

・意見交換では、「能登半島地震での体験談と課題」や「その課題を踏まえた今後の対応策」について、グループに分かれて話し合いを行った。

（２）重層的支援体制整備事業に関する講義

・富山国際大学の村上教授より、包括的相談対応に必要なスキルについて講義をいただいた。

・意見交換では、複雑な課題を抱える世帯への支援の在り方について、グループに分かれて議論した。

（３）障がい者虐待防止・差別解消推進会議の開催

・障がい者虐待の防止及び差別の解消を目的に、関係機関・民間団体等と連携し、当会議を開催した。

・会議に先立ち、関係機関より、令和６年中の「不当な差別的取り扱い」「合理的配慮の不提供」に関する相談事例や「合理的配慮の提供」の好事例について情報提供を受けた。

・令和７年１月 27 日（月）に開催した会議では、障がい者虐待防止への取組紹介、虐待通報件数の報告、関係機関の取組紹介などを通じて情報共有と意見交換を行った。

（４）学齢期からの障がい者理解促進事業

・学齢期からの障がいに対する正しい理解を促進するため、市内小学校において障がい当事者や支援者による特別授業を企画し、小学校校長会を通じて周知を行った。

６　課題

（１）学齢期からの障がい者理解促進事業の推進

・特別授業の企画を周知したが、令和６年度は申込がなかった。

・教育現場では年間の授業計画が既に組まれており、計画外の授業時間の確保が難しい状況にある。

・児童が興味を持ちやすく、授業に取り入れやすい内容となるよう、周知方法や企画内容の見直しを行い、理解促進を進めていく必要がある。

令和７年度　高岡市地域共生社会推進協議会権利擁護部会　活動計画（案）

１　目的

「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人が安心して地域で生活できるよう、障がいを理由とする差別や様々な障壁の解消を図るとともに、人権が尊重される地域社会の実現に向けて、普及啓発や基盤整備の促進を図る。

２　主な機能

（１）障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を深めるための普及啓発
（２）権利擁護部会への当事者の参加と意思決定支援の推進
（３）障がいのある人の生活上の様々な障壁の把握と課題解決
（４）障がい者虐待防止・差別解消推進会議との連携
（５）その他

３　活動方針

（１）障がいのある人への差別の解消に向けた権利擁護の推進
（２）合理的配慮の好事例の集約と周知
（３）災害時における障がいのある人への配慮についての検討
（４）障がいのある人の権利を擁護するための具体的な方法についての検討

４　会議の開催及び協議事項

	日時	場所	協議事項
第１回	令和７年 ８月（予定）	高岡市役所８階 802 会議室	・令和６年度活動報告について ・令和７年度活動計画（案）について ・講義
第２回	令和７年 11 月（予定）	高岡市役所８階 802 会議室	・グループワークの実施 ・令和８年度活動計画（案）について

５　令和７年度の取組み

（１）障がい者虐待防止・差別解消推進会議の開催
・障がい者虐待の防止及び障がいを理由とする差別の解消の取組みを推進するために当会議を開催し、関係団体や民間団体との連携、協力体制の整備・充実を図る。
（２）学齢期からの障がい者理解促進事業
・令和７年度も引き続き、障がいのある人やその支援者による障がいへの理解促進授業、アール・ブリュット教室、障がい者スポーツ教室（ボッチャ）を予定している。

資料№.１－５

令和６年度　高岡市地域共生社会推進協議会定例会議　活動報告

１　目的

相談支援事業者からの活動報告を踏まえて、地域課題を集約・整理するとともに、専門部会と連携しながら情報の共有化を図る。

２　主な機能

（１）相談支援事業者のネットワーク構築
（２）個別事例への支援のあり方に関する協議
（３）相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題の整理
（４）地域における関係機関の連携強化

３　活動方針

（１）相談支援活動報告
（２）ストレングスモデルを活用した事例検討
（３）事例を通した共通課題の抽出、情報交換及び社会資源の活用・改善等の検討
（４）各事業所からの情報提供と課題の共有

４　会議の開催及び協議事項

	日時	場所	協議事項
第１回	令和６年 ４月 12 日(金) 13:30～15:00	高岡市役所８階 803 会議室	・議題の選定
第２回	令和６年 ５月 10 日(金) 13:30～15:00	高岡市役所８階 801 会議室	・令和５年度高岡市地域共生社会推進協議会定例会議アンケートに対する回答
第３回	令和６年 ６月 13 日(木) 13:30～15:00	高岡市役所８階 803 会議室	・こども家庭センターの設置について ・令和６年度報酬改定について
第４回	令和６年 ７月 12 日(金) 13:30～15:00	高岡市役所８階 803 会議室	・事例検討
第５回	令和６年 ８月９日(木) 13:30～15:00	高岡市役所８階 803 会議室	・業務課題検討
第６回	令和６年 ９月 13 日(金) 13:30～15:00	高岡市役所８階 803 会議室	・事例検討

第７回	令和６年 10 月 10 日(木) 13:30～15:00	高岡市役所８階 803 会議室	・多職種連携情報共有システム「高岡多職種ネット」について
第８回	令和６年 11 月８日(金) 13:30～15:00	高岡市役所８階 803 会議室	・避難行動要支援者名簿と個別避難計画について ・高岡市計画相談支援等事業運営費補助金について
第９回	令和６年 12 月 13 日(金) 13:30～15:00	高岡市役所８階 803 会議室	・事例検討
第 10 回	令和７年 １月９日(木) 13:30～15:00	高岡市役所８階 803 会議室	・業務課題検討
第 11 回	令和７年 ２月 14 日(金) 13:30～15:00	高岡市役所８階 803 会議室	・ハザードマップの見方と避難方法の理解
第 12 回	令和７年 ３月 14 日(金) 13:30～15:00	高岡市役所８階 803 会議室	・事例検討

５　令和６年度の取組み

（１）多職種連携情報共有システム「高岡多職種ネット」の周知

・多職種連携情報共有システム「高岡多職種ネット」の機能や運用方法について説明を行った

（２）業務内容に関する課題の検討

・日々の業務で抱える課題や社会資源に関する情報について、相談支援専門員同士で共有・検討を行った。

（３）ＧＳＶによる事例の検討

・主任相談支援専門員にファシリテーターを依頼し、事例検討を４回実施した。

（　不登校の児童の日中の居場所や友人・家族との関わり方、進路に関する事例
　一人暮らしの視覚障がい者が地域で生活し続けるための支援に関する事例
　引きこもりがちな一人暮らしの知的障がい者の就労や日常生活の支援に関する事例
　一人暮らしの精神障がい者が地域で生活し続けるための支援（金銭管理、地域とのつながり）に関する事例　）

（４）令和７年度への展望

・令和７年度は、ＧＳＶの手法に関する研修を新たに予定しており、相談支援専門員のスキル向上と相談支援体制の強化を図る。

６　課題

（１）定例会議の運営方法

・運営方法の形骸化や相談支援の実情に応じた協議事項の選定の必要性が課題であり、構成員や主任相談支援専門員と協同し運営していく必要がある。

（２）相談支援専門員の業務負担

・相談支援専門員１人が抱えるケース数が多い上に、事業所の運営管理や請求事務なども兼務している場合があり、相談支援に十分な時間を割くことができない。また、複雑かつ複合的な課題を抱えるケースが増加しており、サービスの調整にとどまらない対応が求められている。

（３）他機関との連携

・障がい者と高齢者が同居する世帯など障がい分野のみの支援では不十分なケースが増えており、他機関との連携を図る必要がある。また、相談支援専門員の存在が他機関に認知されておらず、必要な連携をとることができないケースがあるため、相談支援専門員の役割や目的について理解を得る必要がある。

令和７年度　高岡市地域共生社会推進協議会定例会議　活動計画（案）

１　目的

相談支援事業者からの活動報告を踏まえて、地域課題を集約・整理するとともに、専門部会と連携しながら情報の共有化を図る。

２　主な機能

（１）相談支援事業者のネットワーク構築
（２）個別事例への支援のあり方に関する協議
（３）相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題の整理
（４）地域における関係機関の連携強化

３　活動方針

（１）相談支援活動報告
（２）ストレングスモデルを活用した事例検討
（３）事例を通した共通課題の抽出、情報交換及び社会資源の活用・改善等の検討
（４）各事業所からの情報提供と課題の共有
（５）相談支援専門員のスキル向上のための研修の実施

４　会議の開催及び協議事項

	日時	場所	協議事項
第１回	令和７年 ４月 18 日(金) 13:30～	高岡市役所８階 802 会議室	・実施スケジュールについて ・相談支援事業所実地指導について
第２回	令和７年 ５月 15 日(木) 13:30～	高岡市役所８階 802 会議室	・業務課題検討
第３回	令和７年 ６月 13 日(金) 13:30～	高岡市役所８階 801 会議室	・就労選択支援について
第４回	令和７年 ７月	調整中	・社会資源の現状と課題について
第５回	令和７年 ８月 14 日(木) 13:30～	高岡市役所８階 802 会議室	・ＧＳＶの手法に関する研修（予定）

第６回	令和７年 ９月 19 日(金) 13:30～	高岡市役所８階 801 会議室	・主任相談支援専門員や構成員からの意見をもとに協議事項の検討を行う。
第７回	令和７年 10 月９日(木) 13:30～	高岡市役所８階 802 会議室	
第８回	令和７年 11 月 14 日(金) 10:00～	高岡市役所８階 802 会議室	
第９回	令和７年 12 月 13 日(金) 13:30～	高岡市役所８階 802 会議室	
第 10 回	令和８年 １月８日(木) 13:30～	高岡市役所８階 803 会議室	
第 11 回	令和８年 ２月 13 日(金) 13:30～	高岡市役所８階 803 会議室	
第 12 回	令和８年 ３月 13 日(金) 13:30～	高岡市役所８階 803 会議室	

５　令和７年度の取組み

（１）定例会議の運営方法

・相談支援の実情を踏まえた協議事項の選定や議題設定を構成員や主任相談支援専門員と協同して行い、運営の活性化を図る。

（２）相談支援専門員の業務負担への配慮

・会議での情報共有や役割分担を工夫し、相談支援専門員の負担軽減と支援の質の確保を目指す。

（３）他機関との連携促進

・　障がい福祉分野にとどまらず、関係機関との連携強化を図るとともに、相談支援専門員の役割や目的について関係機関への理解促進に努める。

資料№.２－１

障がい者移動支援事業について

概要

障がい福祉団体に向けた移動支援として、これまで高岡市が社会福祉協議会に委託して実施していた福祉バス運行事業を、より柔軟で利便性の高い民間貸切バスの借上料補助事業へと切り替える。また、障がい者の社会参加を促し、外出支援の促進を図るため、障がい者個人への外出支援策として、障害者手帳の情報をデジタル化するアプリであるミライロ ID を導入する。

貸切バス借上料補助事業（障がい福祉団体に対する移動支援）

１　目的

高岡市が社会福祉協議会に委託して運営している高岡市ふれあい福祉センター福祉バス事業について、事業のあり方を見直し、柔軟で利便性の高い民間貸切バスの借上料補助事業に切り替えることで、持続可能かつ利用者にとって利便性の高い移動支援を提供することを目的とする。

２　改正内容

(1) 福祉バス運行事業から民間の貸切バス借上料補助事業に切り替える。

基本的には県が運営する福祉バスを利用していただくが、予約が取れなかった場合は、民間の貸切バスを利用していただき、それにかかる借上料を障がい福祉団体に補助するもの。なお、燃料費や有料道路料金、駐車料金などは、引き続き利用者負担とする。

(2) 事業開始日：令和７年４月１日

【改正の概要】

	変更前	変更後
事業内容	福祉バス運行	貸切バス借上料補助事業
実施主体	高岡市	高岡市社会福祉協議会
実施方法	高岡市社会福祉協議会へ委託	高岡市社会福祉協議会の自主事業
事務窓口	ふれあい福祉センター	ふれあい福祉センター
予算	指定管理委託料に含む	市補助金（10/10）

３　期待される効果

これまで福祉バスの予約が取れない場合は、日程変更や県の福祉バス利用が必要だったが、県の福祉バスの予約が取れない場合でも、民間の貸切バスを利用できるため、参加人数や用途に応じて大型バス、小型バスなどを選択でき、移動手段の選択肢が広がる。

４　スケジュール

令和７年４月　市及び市社会福祉協議会の公式ホームページ等での事業の制度周知
これまで福祉バスの利用が多かった団体をはじめ、市内社会福祉法人、放課後デイサービス事業者等へ案内
障がい者のための福祉ガイドへの案内文書の差し込み
※ 令和７年度版発行までの暫定措置

ミライロ ID の導入について（障がい者個人への外出支援）

１　ミライロ ID とは

ミライロ ID は、株式会社ミライロが提供する障害者手帳の情報をデジタル化するアプリで、スマートフォンで情報を簡単に表示できる（アプリのダウンロードは無料）。スマートフォンの提示で代用できるため、手帳を取り出す手間が省け、手帳を提示する心理的バリアを取り除けるなどの利点がある。また、全国 300 以上の自治体や多くの企業がミライロ ID を活用した美術館の観覧料、公共交通機関、飲食店などの割引サービスを導入している。

２　事業の概要

公共施設の観覧料の減免に関する規則を改正し、障害者手帳をお持ちの方がミライロ ID の提示で、スマートフォン１つで高岡市の公共施設の割引制度が適用されるようにする。また、市民に対し、高岡市がミライロ ID を導入したことを、市のホームページや市民と市政など、様々な広報媒体で周知する。

３　期待される効果

(1) ミライロ ID の提示により、スマートフォン 1 つで市内公共施設の観覧料等の割引が適用されることから、利便性が向上し、障がいのある方の外出活動が促進される。また、ＰＲ用のＰＯＰスタンドやステッカーは、株式会社ミライロから無償で提供される。

(2) ミライロ ID 利用者向けのミライロクーポンやミライロチケットを使用すると、飲食店やスポーツ観戦などでお得にサービスを利用でき、障がいのある方の社会参加が促進される。

４　スケジュール

令和７年２月 27 日	株式会社ミライロにミライロ ID 利用の申請
令和７年３月 19 日・21 日	高岡市の公共施設に対し、ミライロ ID の提示でも割引制度が適用されるよう説明
令和７年３月 30 日	公共施設にＰＯＰスタンドやステッカーを配布
令和７年３月 31 日	障害者手帳以外に、ミライロ ID の提示で高岡市の公共施設の割引制度が適用されるよう規則改正（施行日：令和７年４月１日）
令和７年４月　１日	ミライロ ID の提示による高岡市の公共施設の割引開始
令和７年４月以降	市民に対し、ミライロ ID に参画することを市の公式ホームページや市民と市政５月号など様々な広報媒体で周知

資料No.２－２

市長記者会見資料
令和７年３月25日
福祉保健部社会福祉課

「ミライロ ID」を導入し障がいのある方の社会参加を促進します

高岡市は、障がいのある方の社会参加を促進するため、令和７年４月１日よりスマートフォン向けアプリ「ミライロ ID」を導入し、市内の公共施設等での割引制度に適用します。また、全国の「ミライロ ID」対応の公共施設や企業が提供する割引サービスも利用できます。

１　ミライロ ID とは

株式会社ミライロが提供する、障害者手帳の情報をデジタル化するスマートフォン向けアプリです。鞄から手帳を出さなくても、アプリの提示で施設、公共交通機関、店舗等で障がい者割引を受けることができます。

ミライロ ID

２　内容

高岡市の公共施設等で「ミライロ ID」を提示することにより、観覧料等の割引が受けられます。
例：市営駐車場、高岡御車山会館、高岡市美術館、ミュゼふくおかカメラ館　等

なお、県外や市外の公共施設等で「ミライロ ID」が利用できない場合がありますので、鞄などに障害者手帳を携帯ください。

３　導入開始日　令和７年４月１日（火）

４　その他

「ミライロ ID」が利用できる施設等には、目印としてステッカーやポップスタンドを設置します。

ステッカー

ポップスタンド

担当：福祉保健部社会福祉課　TEL　２０－１３６９

資料№.３－１

（仮称）放課後等デイサービス・児童発達支援事業所連絡協議会設置について

１　組織概要

本連絡協議会は､高岡市内の放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所が主体となり、情報共有や研修活動、災害時の協力体制の構築を通じて、支援の質の向上を図ることを目的とした任意の組織である。連絡協議会の名称は、参加事業所の協議により決定する。なお、高岡市は運営主体ではなく、あくまでも情報提供や調整支援などのサポート機関として関与する。

２　目的

(1) 事業所間の連携強化による支援の質の向上
(2) 研修・勉強会の実施による専門性向上
(3) 行政からの制度の情報提供や事業所見学会など
(4) 災害時における相互支援ネットワークの構築

３　構成員

(1) 会員：市内の放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所

※ 現場職員の積極的な参加を推奨

(2) 役員：会長１名、副会長２名（事業所から選出)、その他の役員は随時協議により選出

※ 高岡市はサポート機関として関与する。

４　活動内容

(1) 定期会議（年２回程度）
- 事業所の運営状況や課題の共有
- 高岡市からの情報提供

(2) 研修・勉強会（年１回程度）
- 支援技術向上のための専門研修
- ケース検討会
- オンライン研修の活用

(3) 災害時支援ネットワーク構築
- 災害時の事業所間の協力体制の整備
- 避難所対応や支援活動に関する高岡市との調整
- 緊急時の情報共有

(4) 情報発信
- メール配信による情報共有（事業所間及び高岡市との連携強化）
- 支援制度や研修機会などの最新情報の提供

資料№.３－２

（仮称）放課後等デイサービス・児童発達支援事業所連絡協議会設置に向けてのアンケート集計結果（令和７年５月実施）

１　概要

（１）実施目的

高岡市内における放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所間の連携を強化し、支援力の向上を図ることを目的として、事業所主体による連絡協議会の設置に向けた意向確認アンケートを実施した。

（２）実施期間

令和７年５月２日（金）から令和７年５月 20 日（火）までの 19 日間

（３）アンケートの配布・回収方法

各事業所宛にメールでアンケートを送付し、メール又はＦＡＸで回答を回収した。

（４）対象事業所

高岡市内の放課後等デイサービス・児童発達支援事業所　25 事業所

※複数の事業所を運営する法人において、共通のメールアドレスで一括して対応いただいた場合は、１事業所としてカウントしている。

（５）回答状況

回答数：20 事業所

回収率：80.0％（20／25 件）

２　集計結果

（１）現在、他事業所との連携や情報交換の機会はありますか？（単一回答）

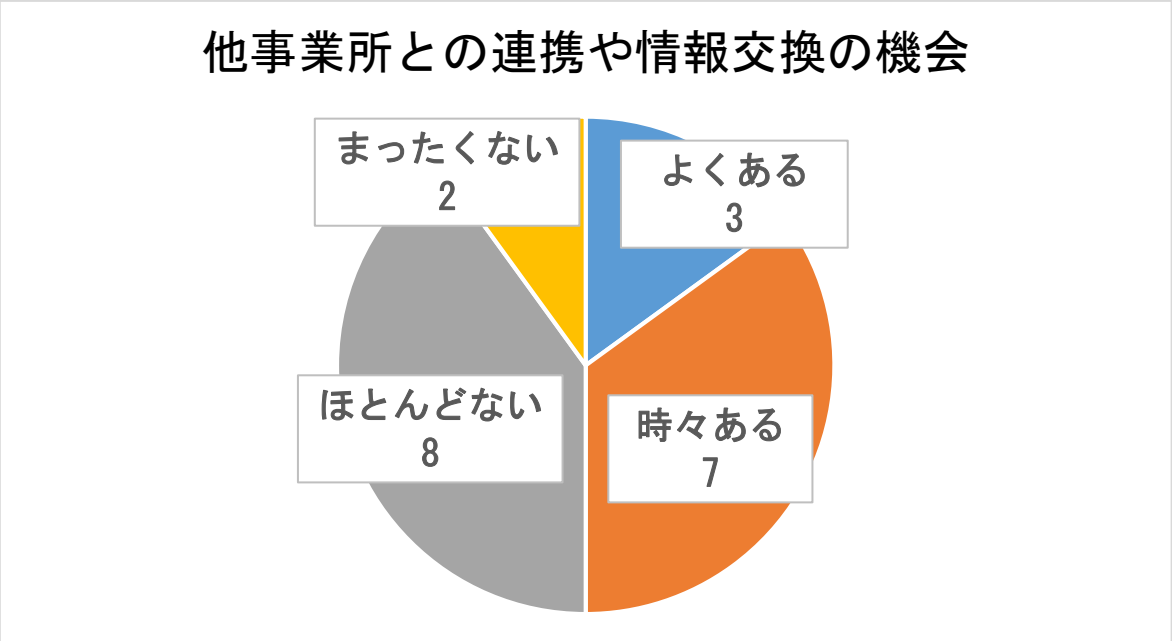

説明：説明：「ほとんどない」又は「まったくない」が半数を占めているが、一方で、「よくある」又は「時々ある」が半数ある。

【補足】事業継続年数と他事業所との連携や情報交換の機会の関係

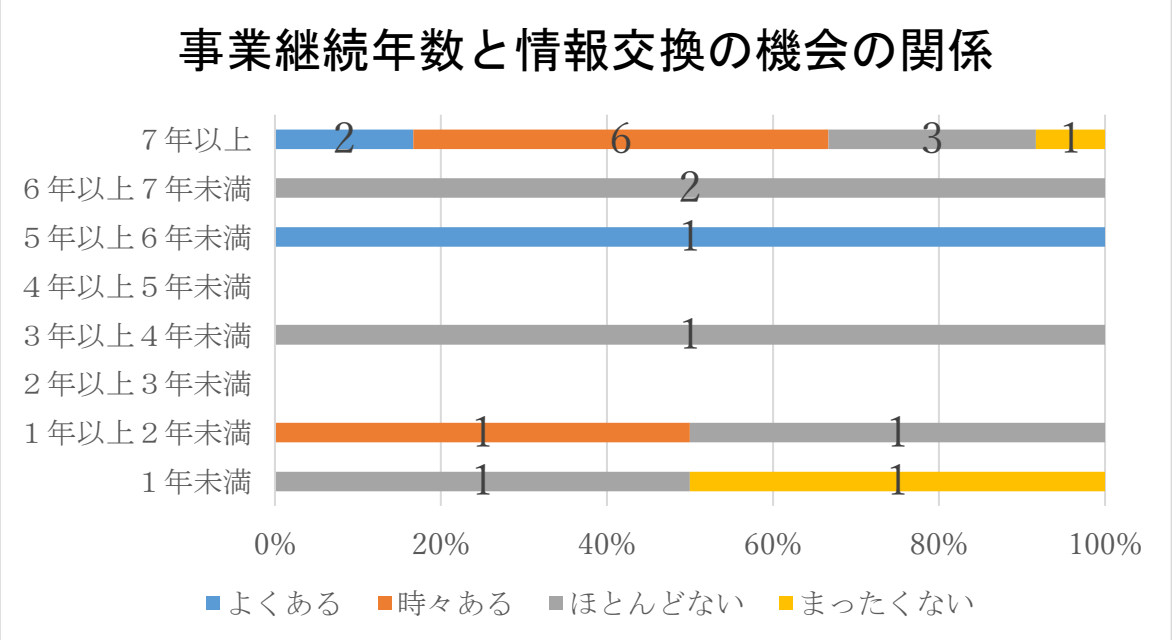

説明：二極化しており、連携のある事業所とそうでない事業所で状況に差がある。特に、開設年数の浅い事業所においては連携の機会が限られている傾向が見られる。

（２）他事業所と連携・情報交換したい内容は何ですか？（複数回答可）

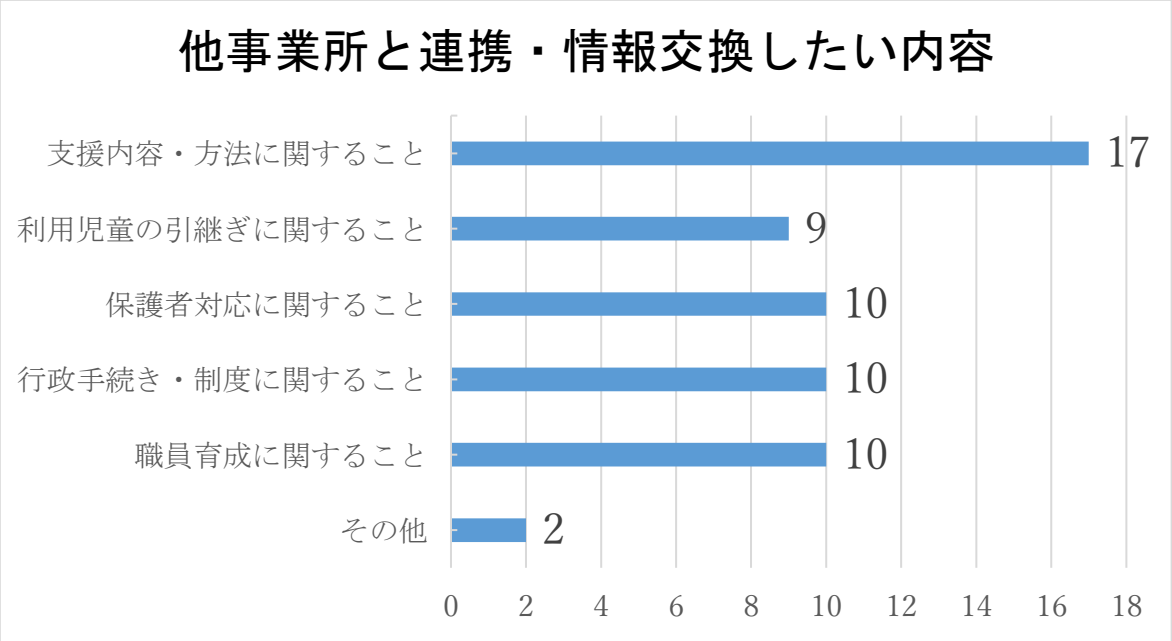

その他：教育、医療との連携　　共同研修会　　新年度の児童受け入れ校区の調整

説明：「支援内容・方法」や「行政手続き・制度」、「職員育成」などが上位に挙げられており、支援の質向上と制度理解への関心が高い。また、「教育」や「医療」といった他分野との連携や「共同研修会」といった発展的な活動への関心も一部に見られ、「新年度の児童受け入れ校区の調整」といった実務に関する意見も示されている。

（３）連絡協議会で話し合いたいと思うテーマや課題があればご記入ください。（自由記述）

・放課後児童クラブ等の地域のこどもたちとふれあう機会について、ペアレントトレーニング等の家族支援の実施について、ＢＣＰの研修及び訓練について等、他事業所さんがどのように実施されているかなど、日常の業務について情報共有できる機会があればありがたいです。
・日常的に困っていることや、改めて確認したいことなどをアンケートなどで確認し、それにあわせて行政の職員や講師などを選定して話を聴いたりしてみたい。
・経営に関して
・ニーズの現況や変化について共有する。苦情やトラブル対応の事例を共有する。
・個別支援計画の作成や見直しの方法
・スタッフのメンタルヘルスの取り組み
・結果の伴う療育方法とは何かについて
・各事業所の受け入れ児童の校区（どこの小学校が何人等の情報、次年度の受け入れ人数）の確認※５月頃から新年度の問い合わせがあるため

説明：「日常の困りごと」や「業務の情報共有」、「行政からの情報の共有」、「事業所の運営」、「各事業所の受け入れ児童の校区の確認」など具体的な課題であり、現場課題が反映された声が多い。特に「ペアレントトレーニング」や「スタッフのメンタルヘルス」、「個別支援計画の見直し」など、現場で即活用できる実践的テーマが挙げられている。

（４）連絡協議会の開催方法として、希望されるものをお選びください。（単一回答）

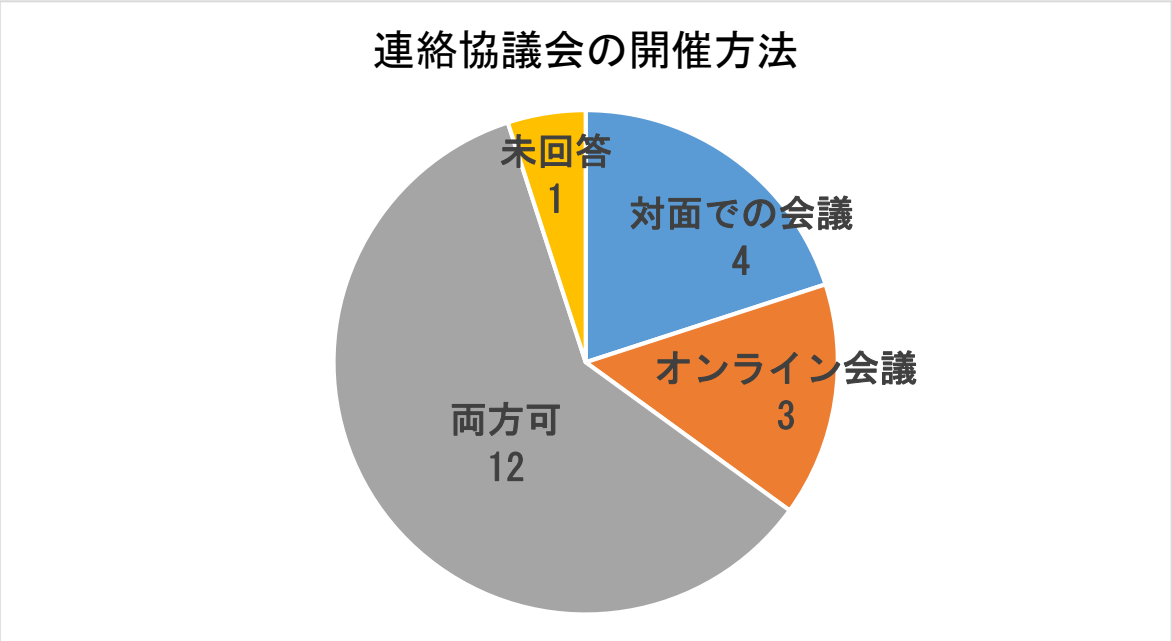

説明：「両方可（対面・オンライン）」が最多であり、参加促進のためには柔軟な開催形式の対応が望ましい。今後は対面とオンラインの併用または選択制を検討することで、参加しやすい環境づくりが可能となる。

（５）連絡協議会への参加について（６月中旬・平日午前 開催予定）（単一回答）

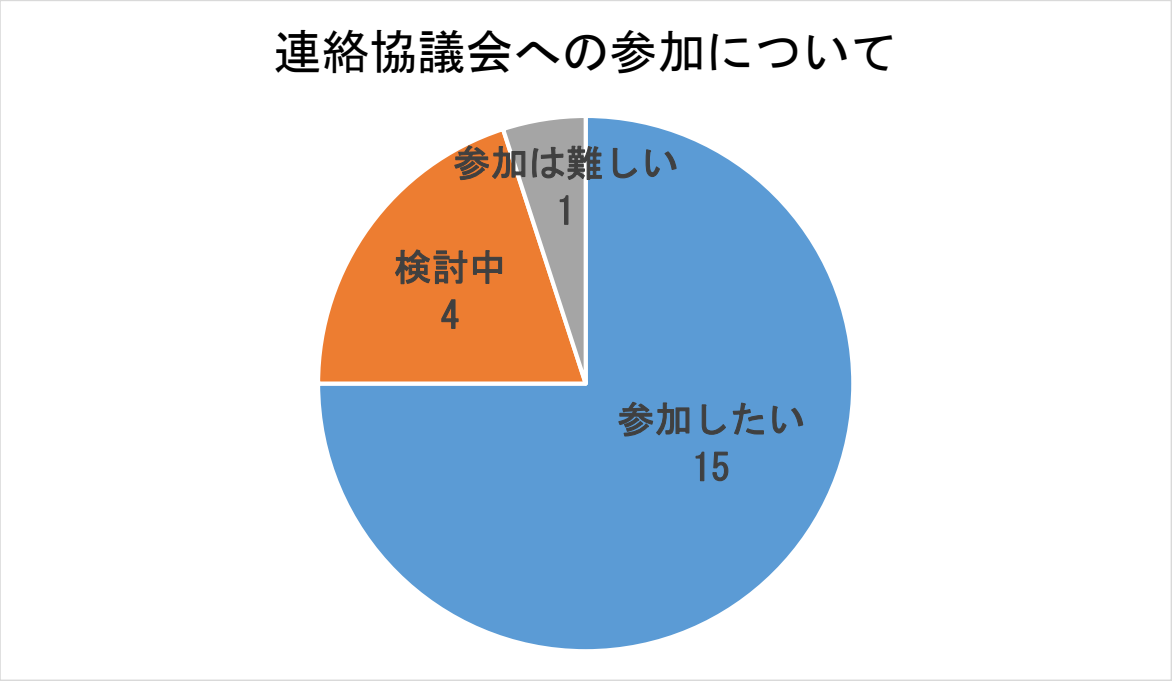

（６）「検討中」又は「参加は難しい」と回答された方は、差し支えなければ理由をご記入ください。（自由記述）

・午前中も高齢者や障害者の利用者がおり、日によってはスタッフ不足の場合もある。
・現在、障がい児の利用者がいないため。
・参加する時間がとれるかわからない。
・人員に余裕がなく、送迎に出ている可能性があるため
・日程によりますが、他団体との調整が必要な場合もあるため検討中としました。

説明：「参加したい」との回答が多く、前向きな姿勢が伺える。一方で「検討中」「参加は難しい」との回答理由も実務的（人員不足・時間的制約等）で現実的な障壁がある。回答理由から、開催時間や頻度に配慮し、業務負担の少ない方法で開催することが、継続的な参加の確保につながると考えられる。

（仮称）放課後等デイサービス・児童発達支援事業所連絡協議会設置に向けてのアンケート

（令和７年５月 20 日（火）までご回答ください。）

【アンケート項目】

１　事 業 所 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　ご担当者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご 連 絡 先：TEL：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　Mail：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※ご連絡先は、できる限り電話番号とメールアドレスの両方の記入をお願いします。

３　現在、他事業所との連携や情報交換の機会はありますか？

☐ よくある　☐ 時々ある　☐ ほとんどない　☐ まったくない

４　他事業所と連携・情報交換したい内容は何ですか？（複数回答可）

☐ 支援内容・方法に関すること　☐ 利用児童の引継ぎに関すること
☐ 保護者対応に関すること　☐ 行政手続き・制度に関すること
☐ 職員育成に関すること
☐ その他（　　）

５　連絡協議会で話し合いたいと思うテーマや課題があればご記入ください。

（自由記述）

６　連絡協議会の開催方法として、希望されるものをお選びください。

☐ 対面での会議　☐ オンライン会議　☐ 両方可　☐ その他（　　）

７　連絡協議会への参加について（６月中旬・平日午前 開催予定）

☐ 参加したい　☐ 検討中　☐ 参加は難しい

※「検討中」又は「参加は難しい」と回答された方は、差し支えなければ理由をご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

ご回答いただいた内容は、今後の連絡協議会設置及び運営方針の参考とさせていただきます。

【提出先】高岡市福祉保健部　社会福祉課障害福祉係
ＦＡＸ：0766-20-1371
Mail：syougai@city.takaoka.lg.jp

参考資料

高岡市地域共生社会推進協議会設置要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は、高岡市における障害福祉のシステムづくりについて協議するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の３第１項の規定に基づき設置する高岡市地域共生社会推進協議会（以下「協議会」という。）について、法に定めるものの他必要な事項を定めるものとする。

（通称）

第１条の２　協議会の通称は、「ソイネットたかおか」とする。

（協議事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1)　相談支援事業の運営評価に関すること。

(2)　困難事例への対応のあり方に関すること。

(3)　地域の関係者によるネットワーク構築に関すること。

(4)　高岡市障害者基本計画、高岡市障害福祉計画等に関すること。

(5)　その他協議会が必要と認める事項に関すること。

（委　員）

第３条　協議会は、委員（以下「協議会委員」という。）20名以内で組織する。

２　協議会委員は、次に掲げるもののうちから市長が任命する。

(1)　障害福祉に関する相談支援事業者

(2)　障害福祉サービス事業者

(3)　保健・医療関係者

(4)　教育・雇用関係機関に所属する者

(5)　企業関係者

(6)　学識経験者

(7)　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任　期）

第４条　協議会委員の任期は３年とし、補欠の協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長各１名を置く。

２　会長は、協議会委員の互選によるものとし、副会長は、会長の指名により選出するものとする。

３　会長は、協議会を代表し、会議の議長となる。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（協議会）

第６条　協議会は、必要に応じ市長が招集する。

（部　会）

第７条　市長は必要と認めたときは、協議会に部会を開催することができる。

２　市長は必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、その意見若しくは

説明を聴くことができる。

（庶　務）

第８条　協議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成19年５月25日から施行する。

附　則

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。